

## コーポレートガバナンス基本方針

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本基本方針は、株式会社クロスキャット（以下、「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスの基本的な枠組みや考え方を定め、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的とします。

#### (改定)

第2条 本方針の改定は、取締役会の決議を経て行い、適宜適切にその内容の開示を行います。

#### (コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第3条 企業価値の最大化を図るためには、全てのステークホルダーに対する経営の透明性と健全性の確保およびアカウンタビリティ（説明責任）の明確化並びにスピードある意思決定と事業遂行を実現することが重要であるとの認識より、コーポレートガバナンスの強化に努めています。

### 第2章 株主の権利・平等性の確保

#### (株主総会)

第4条 当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ早期発送すると共に、発送前に当社ホームページに当該招集通知を開示するなど、環境の整備に努めています。

#### (株主の平等性の確保)

第5条 当社は、全ての株主をその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行います。

#### (資本政策の基本的な方針)

第6条 増資等の既存株主の利益に大きな影響を与える資本政策を行う場合には、目的・必要性・妥当性を速やかに開示し、必要に応じて株主への十分な説明に努めます。

#### (株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第7条 純投資以外の目的で上場株式を保有するに際しては、投資先との関係維持または強化等の必要性、中長期的な経済合理性、将来の見通し等を併せて厳正に審査し、

合理性が認められた場合のみ、保有します。

- 2 上場株式を含めた当社の資産ポートフォリオについては、取締役会にて、個別銘柄毎に、中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、毎年その保有意義を見直し、また、適切な手段により開示します。保有意義が薄れたと考えられる投資株式については、株主として相手先企業と必要十分な対話を行った上、改善が認められない株式については、適時・適切に売却します。
- 3 当社が保有する上場株式の議決権行使にあたっては、保有先企業の中長期的な企業価値の向上や株主利益の向上に資するものか否か、また、当社への影響等を踏まえ、総合的に賛否を判断し、議決権を行使します。

#### (関連当事者間の取引)

第8条 当社は、取締役・子会社その他関連当事者との間で競業取引および利益相反取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないようにあらかじめ取締役会の承認を得ることとします。

- 2 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じる場合には、速やかに取締役会に報告し、事前に取締役会の承認を得ることとします。

### 第3章 株主以外のステークホルダーの利益の考慮

#### (倫理基準)

第9条 当社は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するための行為準則として「コンプライアンス方針」を定め、開示しております。

#### (ステークホルダーとの関係)

第10条 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮します。

- 2 当社は、従業員等が、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を取締役会(又は適切な場合には監査等委員会ならびに外部窓口)に伝えることができ、これによって当社から不利益な取扱いを受けない旨を社内規程に明記します。

### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

#### (リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針)

第11条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社および当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示します。

- 2 取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示します。

#### (外部会計監査人)

第12条 当社は、会計監査人による財務報告の信頼性を確保するため、監査等委員会および内部監査担当部署等が連携し、適正な監査体制を確保します。

監査等委員会は、会計監査人の監査の実効性を評価し、妥当性を判断します。

### 第5章 取締役会等の責務

#### (取締役会の役割)

第13条 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負います。

- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、法令・定款に定める事項および経営戦略・資本政策等の経営上の重要な事項を除いては、経営陣への権限委譲により業務執行の迅速化を進めております。
- 3 取締役会は、経営全般への監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定等を通じて最善の意思決定を行います。

#### (独立社外取締役の役割・独立性判断基準)

第14条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果および経営陣のパフォーマンスを随時検証および評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとします。

- 2 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、様々な分野に関する専門的知識・経験等を有し、客観的・中立的な立場からの助言および経営の監督が期待できる人材を独立役員である社外取締役として選任します。

#### (取締役会の構成)

第15条 取締役会は、取締役と監査等委員である取締役で構成されます。

- 2 また、当社の事業に精通した取締役と、社会・経済動向や経営・財務・会計等の分野に関する高い見識や豊富な経験を有する社外取締役を選任しております。

(取締役の資格及び選解任手続き)

第 16 条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければなりません。

2 取締役会が、次の選任基準を満たす者を取締役候補者として推薦、株主総会の決議により決定する手続きとしています。

【選任基準】

- ① 役員就業規則第 2 条に定める「心得」を遵守すること。
  - ② 当社コンプライアンス方針に基づき行動すること。
  - ③ 株式公開会社としての適切な内部統制システム構築の観点から、役員に求められる資質を有していること。
- 3 職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任することにしております。

(監査等委員会の構成等)

第 17 条 当社では、監査等委員である取締役の過半数を社外取締役とすることで、中立的かつ外部視点を入れた経営の監視機能の強化と経営の透明性・公正性の確保に努めます。

2 監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じ役職員に報告を求め、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行います。

(取締役の責務)

第 18 条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行しなければならない。

3 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規程その他の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役の研鑽及び研修)

第 19 条 当社は、取締役がその責務を適切に果たすことができるよう、社内研修や業界団体及び当社の顧問弁護士事務所が開催する研修・セミナーに積極的に参加することで、法的知識の習得及び取締役の役割と責任の理解促進に努めております。

2 監査等委員である取締役については、日本監査役協会に加盟し、セミナー及び他社の監査役とのコミュニケーションから監査業務に求められる知識、行動指針についてレベルアップを図っております。

(取締役の報酬等)

第20条 各取締役の報酬は、取締役と監査等委員である取締役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役の種別による基準額、会社の業績見込み、各々の業務内容、会社への貢献度及び就任の事情を勘案し、取締役会において決定します。

2 監査等委員である取締役の報酬については、各々の業務内容、会社への貢献度及び就任の事情などを総合的に勘案し、監査等委員会の協議により決定します。

## 第6章 株主との対話

(株主との対話)

第21条 当社は、持続的な成長と中長期の企業価値の向上に資するよう、株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制を整備しています。

2 投資家の皆様に対して、迅速、正確かつ公平に会社情報を開示することをディスクロージャーポリシーとして当社ホームページに掲載しております。

3 株主との対話全般については、IRを担当する役員が統括する体制としております。また、担当役員およびIR関連部署をメンバーとするIR委員会を社内を設置、定期的に会議を行い、IR情報の確認・共有、株主との対話で把握された意見のフィードバック等を行っております。

4 株主との対話に際しては、内部者取引管理規程を順守し、重要情報の開示の公平性に留意します。

5 年2回、第2四半期決算と本決算についての説明会を開催し、当該期の業績、次期の見通し並びに経営計画等について報告・説明を行っております。また、ホームページにその情報を開示しております。

以 上

2018年(平成30年) 6月4日制定

2018年(平成30年) 12月21日改定

2019年(令和元年) 6月27日改定